

IV 奈良県土採取規制条例

1 奈良県土採取規制条例の概要

- 1 目的 — (1) 目的 (第1条) . . . 土の採取に伴う災害を防止し、県民の生活環境の保全に資する。
- 2 採取の届出 — (1) 土の採取の届出 . . . 土採取場の区域、土の数量等所定の事項を知事に30日前までに届出なければならない。
(第2条)
(2) 変更の届出 届出事項を変更しようとするときは、30日前までに届出なければならない。
(第3条)
(3) 採取の完了等の 土の採取を完了し、または廃止したときは、遅滞なく届出なければならない。
(第6条)
- 3 勧告・命令 — (1) 措置命令等 知事は、災害防止のため必要があると認めるときは、届出をした者に対し、届出事項の変更を命ずることができる。
(第5条)
(2) 採取完了等に対する措置命令 知事は、土の採取を完了または廃止した者に対し、完了または廃止の日から2年間はその者に対し災害防止のために必要な措置をとることを命ずることができる。
(第7条)
(3) 採取跡地の緑化等の勧告 知事は、土の採取を行った者に対して、採取跡地について、緑化等必要な措置をとることを勧告することができる。
(第8条)
- 4 その他 — (1) 標識の掲示 届出をした者は、規則で定める標識をその土採取場に掲示しなければならない。
(第10条)
(2) 報告の徴収及び立入検査 知事は、土の採取を行う者から必要な事項の報告を求め、その職員に採取場等に立ち入り、帳簿・書類等を検査させることができる。
(第11条)
(3) 適用除外 この条例は、規則で定める者が実施する土の採取、他法令の許可・認可等に係る事業のための土の採取、その他規則で定めるものについては、適用しない。
(第12条)

* 適用除外

- ① 国・地方公共団体等の実施する事業に係る事業地において当該団体が行う土の採取
- ② 採石法、砂利採取法、森林法、砂防法等の法令に基づく許可、認可等を受け、又は届出をした者が当該許可、認可、届出等に係る事業のため当該事業地において行う土の採取
- ③ 土採取場の面積が1,000㎡未満であって、かつ、採取する土の数量が2,000m³未満の規模のもの